

独立行政法人農林漁業信用基金からのお知らせ

借換資金を保証します。



ウクライナ問題で原油価格や物価が高騰して、仕入れ価格も大幅に上がって、売上高が減って、どうやり繰りしよう…。

令和8年3月31日まで！

コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により影響を受けた林業者が、林業経営の維持安定を目的として債務の償還負担を軽減するために借換えを行う場合には、**最大5年間保証料免除**で当信用基金の信用保証をご利用できます。

- ※ ご利用にあたっては、全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成を申請し、最長5年間の利子助成を受けることが条件となります。
- ※ 保証については一定の審査があります。

お気軽にご相談ください

独立行政法人 農林漁業信用基金
電話 03-3434-7825 (林業信用保証管理部)
〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1
愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



ご利用条件について
(必ずお読みください)

資金使途	コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響に対応するために、林業経営の維持安定を目的とした既往債務の借換に必要な資金
保証要件	【コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響により、以下いずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業者】 ・ 原油価格・物価高騰等 による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5% 以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5% 以上減少することが見込まれる方 ・ 原油価格・物価高騰等により、売上原価等のうち 15%以上を占める資材等の仕入価格が15%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高等 に占める資材等の仕入価格の割合を上回っている方 ※ 借換対象となる資金には条件があります。
保証対象者	林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業者等又は都道府県が選定した育成経営体であって、林業に係る所得(売上高)が過半を占めている必要があります。
対象業種	① 造林・育林 ② 素材生産 ③ 林業種苗生産
保証割合	80%
保証期間	運転資金 10 年以内 (設備資金を借り換える場合は 15 年以内としますが、運転資金として取り扱います。)
返済方法	分割返済 (返済据置期間2年以内)
保証料	0.20%～1.80% 最大で5年間保証料を免除することができます。
貸付利率	融資機関所定の利率(既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下であること) ※ 林業施設整備等利子助成事業を利用することで、最長5年間実質無利子となります。
保証人	連帯保証人は免除することができます。 (同一経営の範囲内の経営保証人のみ徴求)
担保	ご利用条件により必要となる場合があります。
出資金	保証額に応じた出資金が必要です。 (完済後、ご請求により払戻しいたします。)
受付期間	令和8年3月31日まで。 (予算を全て執行した場合には、受付を終了させていただきます。)
その他	・市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。 ・当基金への保証申込後速やかに全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成の申請が必要です。(https://www.zenmokukyo.jp/)
申込窓口	お近くの取扱い金融機関へ直接お申込みください。 https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shinyouhosyou/yushikikan.html